

ダウンロード

○狛江市道路管理条例第7条の規定による減免措置の基準（昭和60年6月27日市長決裁）

○狛江市道路管理条例第7条の規定による減免措置の基準

昭和60年6月27日市長決裁

改正

昭和61年7月1日
平成元年3月31日
平成3年4月26日
平成4年3月31日
平成10年4月30日市長決裁
平成15年3月26日市長決裁
平成16年9月10日市長決裁
平成20年3月4日市長決裁
平成23年2月14日市長決裁

狛江市道路管理条例第7条の規定による減免措置の基準

狛江市道路管理条例第7条の規定による減免措置は、次の基準によるものとする。

1 占用料の額の全部を免除することができるもの

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第39条第2項ただし書に規定する事業及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設する鉄道施設並びに鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応じ旅客又は物品を輸送するもの
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項に規定する都市計画施設
- (4) 公衆が常時無料で道路交通の一環として通行する通路
- (5) 沿道から道路に出入するために設置する通路その他これに類する施設
- (6) ガス、電気、電話、水道、下水道等の各戸引込管線類
- (7) 祭典その他恒例により設置する施設
- (8) 街灯（アーチ式のものを除く。）
- (9) アーケード
- (10) 公益法人が設置する有線テレビジョン放送施設のうち、道路横断電線
- (11) テレビジョン放送の受信障害を解消するための専用施設で非営利的なもの
- (12) 公共的団体が設置する有線放送施設及び水道管、下水道管その他の管路
- (13) 無料で公衆に開放している公園、広場及び運動場
- (14) 農業用地の保全又は利用上必要な施設
- (15) カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇等で営利の目的がなく、交通安全及び道路の美化並びに公衆の利便に著しく寄与すると認められるもの
- (16) 地下街、地下室、通路等に付随して設置される洗面所、休憩所等で、主として公衆が無料で使用できるもの及び非常用階段その他の避難用施設
- (17) 地上権等により道路敷の権原を取得して道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件。ただし、地上権等を設置する際、占用料の徴収を前提としている場合は、この限りでない。
- (18) 道路が、河川及び公園の区域に重複し、その管理者が占用使用料を徴している場合における当該道路区域内の占用物件
- (19) 電気事業者及び第一種電気通信事業者が設ける支柱、支線、架空の道路横断電線
- (20) 公安委員会の設ける交通信号灯を添加している電気事業者の電柱及び第一種電気通信事業者の電話柱
- (21) 国及び地方公共団体が共催、後援する催事等のための物件
- (22) その他市長が認めるもの

2 占用料の額の2/3を免除することができるもの

(1) 1(3)に掲げる物件のうち、駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場

3 占用料の額の1/2を免除することができるもの

(1) 公益法人が設置する有線テレビジョン放送施設のうち、道路縦断電線

(2) 駐車場（駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。）

(3) 露店及び移動売店施設（靴みがき、靴修理所を含む。）

(4) バス停留所標識及びバス待合所（上屋を含む。）

4 占用料の額の5/6を免除することができるもの

(1) 宝くじ売場（ただし、年間占用日数は60日以内とする。）

5 その他一部を免除することができるもの及び減免額

(1) 規格化された軽易な看板 別表1及び別表2に定めた額を超える部分を減免

付 則（平成10年4月30日市長決裁）

この基準は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

付 則（平成15年3月26日市長決裁）

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成16年9月10日市長決裁）

この基準は、市長決裁の日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

付 則（平成20年3月4日市長決裁）

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成23年2月14日市長決裁）

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

2 この基準の施行の際、現に占用料の減免を受けている物件については、その占用期間の終了まで、なお従前の例による。

別表1

単位：円

物件		減免後徴収単価 (1個につき)
電柱広告	添加	3,210
	巻付	
	道路通称名表示	1,440
	道路通称名非表示	1,600
消火栓標識広告 バス停留所標識広告		2,110

別表2

単位：円

物件	減免後徴収単価（1個につき）		
	表示面積が1.0m ² 未満のもの	表示面積が1.0m ² を超え2.0m ² 未満のもの	表示面積が2.0m ² を超え2.5m ² 未満のもの
一般看板	0	16,400	24,600

(注) 表示面積は、狛江市道路管理条例備考1による。